

令和3年第425回臨時会

矢吹町議会会議録

令和3年1月28日 開会

令和3年1月28日 閉会

矢吹町議会

令和3年第425回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月28日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第1号の上程、説明、質疑	4
報告第2号の上程、説明、質疑	4
報告第3号の上程、説明、質疑	5
報告第4号の上程、説明、質疑	6
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
閉会の宣告	10
署名議員	11

令和3年1月28日（木曜日）

（第 1 号）

令和3年第425回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年1月28日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について(専決第19号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について(専決第20号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(専決第21号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第22号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))
日程第 8 議案第 1号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第 2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳君

保健福祉課長 泉 川 稔 君 都市整備課長 福 田 和 也 君

職務のため出席した者の職氏名

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第425回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 芳賀慎也君

2番 関根貴将君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

ご報告いたします。

本日、第425回矢吹町議会臨時会が招集になりました。議会全員協議会が開催された後、議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、企画総務課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日1月28日の1日とし、議案審議につきましては、報告4件、承認1件、条例改正1件、補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日1月28日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月28日の1日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、会期日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

次に、本臨時会の議案書、議案説明資料並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより報告第1号 専決処分の報告について（専決第19号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆様、改めまして、おはようございます。

また、傍聴席のほうにおられる皆さん、本日はありがとうございます。

それでは、ご説明いたします。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第19号 損害賠償の額を定めることについて、本件は平成30年3月3日午前9時頃、町道根宿16号線を南方面へ走行しようとして敷地から道路に出る際、側溝の鉄製の蓋が跳ね上がり、車両に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は7万3,721円であり、相手方との示談が成立しておりまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第19号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより報告第2号 専決処分の報告について（専決第20号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第4、報告第2号 専決処分の報告についてであります。専決第20号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和2年10月24日午後5時30分頃、町道松倉大池線を泉崎方面へ走行した際に、道路の一部陥没部分により車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は13万3,152円であり、相手方との示談が成立しておりまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第20号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみといたしたいと思います。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（専決第21号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、報告第3号 専決処分の報告についてであります。専決第21号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和2年10月24日午後7時頃、町道松倉大池線を泉崎方面へ走行した際に、道路の一部陥没部分により車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は3万7,048円であり、相手方との示談が成立しておりまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年12月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第21号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第4号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第6、報告第4号 専決処分の報告についてであります。専決第1号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和2年10月24日午後6時頃、町道松倉大池線を泉崎方面へ走行した際に、道路の一部陥没部分により車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は56万1,466円であり、相手方との示談が成立しておりまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年1月17日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより承認第1号 専決処分の承認を求めことについて（専決第22号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をいたします。

日程第7、承認第1号 専決処分の承認を定めることについてであります。専決第22号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ600万円を追加し、総額を109億2,580万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金600万円を増額するものであります。

歳出の内容は、衛生費を新型コロナウイルス感染症対策に係るPCR検査等により、600万円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第22号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案第1号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第8、議案第1号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の実現に向けた組織の体制整備を図るため、矢吹町課設置条例の一部を改正するものであります。

本庁の基幹産業である農業の政策実現、農家支援等について、さらなる組織機能強化を図るため、「産業振興課」を「農業振興課」に改め、喫緊の課題である地域経済対策、企業誘致、（仮称）新田園都市構想等を推進するため「商工推進課」を新設し、また令和4年度から地方公営企業法を適用した公営企業会計に対応する組織体制とするため、「上下水道課」を新設し、現在の10課から12課に再編するものであります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 失礼します。

「産業振興課」を「農業振興課」に改めるとなっておりますけれども、町の第6次計画の中にもありますが、町として新しいビジョン等がこの中に入っていればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、6番、鈴木浩一議員の質問にお答えいたします。

まず、産業振興課を今回分けたということにつきましては、総合計画についても2つありますよね。

1つは、農業関係について、台風災害等についての対応で今回大変厳しい状況だったわけですが、そういったものに対して、やはり今、産業振興課という形で農業とそれから商工を1つにしたと。しかし、やはり課長の管理スパンが非常に大きくて、それぞれの様々な事態に対応することはいいんですけども、前向きの将来に向けた対応というのがなかなか難しいし、それから非常に厳しい非常事態的なところが起こったとき、例えば農業関係で言えば台風19号、そしてあとは商工関係のほうではコロナ対策の様々な対策がありましたが、その管理スパンが非常に広いのと、対応が非常に難しかったということでもあります。

前向きなところで言えば、農業関係はやはりこれから前向きに、耕作放棄地等がどんどん増えておりますが、そういったことに対して農業の将来に向けたやはり絵を描かなくちゃいかんというふうを考えております。それは、日常の業務をただ消化してやっているだけではとても済まない状況に来ておりまして、例えば私が非常に心配しております水田においても、このままでは恐らく耕作放棄地がどんどん増えて、「さわやかな田園のまち」ではなくて、まさに開拓以前の姿の草ぼうぼうのジャングルのような町になってしまうと、そういう非常に危惧を抱いております、特に農家の高齢化、それから羽鳥からの水が来ない、用水が非常に行かないでいて、放棄地が例えば白山等をはじめとして非常に増えている。これらの対策については根本的な対策がやっぱり必要であろうと、そしてまた様々な農振地域等の線引きについても将来に向けたことを考えていかなくちゃいけないだろうということ、そして農家に対する様々な支援が必要であろうということ、こちらは2つが一緒になっているというよりは、もう独立してきちっと考えていく必要があると。

もう一つ、商工振興課のほうは、これ産業振興課、農業振興課にして、そして片方の振興課を独立させたというよりは分けたというように考えていただいた方がいいかと思うんですが、商業振興課はこれからの企業誘致、そしてまさにテレワーク移住等もありますが、まさに本社の移転と、これまでとフェーズが、コロナがまさに黒船のようなことで大変大きな影響を与えていると、これに対してどういう対応をするかで、やはり今後の自治体のこれからの将来性は大きく左右されると思っております。そこを的確につかんでいくために、やはり商工振興課をきちんと独立させて、それが例えば新田園都市構想、これ仮称ですが、そういった中でどういった実際の具体策と構想を立てていけるかということが、非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。そして、やはり大きなところは、取りあえずとにかく今は、今のルーチンが非常に大きくて、仕事、非常に職員の負担になっておりますので、そのところを分けて、きちんと課長がそれぞれの仕事を的確に把握して、将来像も含めて考えられるような体制をするということが、大変大切なというふうに思ってお

ります。

商工のほうでは、1つは大きくは将来だけでなくコロナ対策もありますね、この状態ですからワクチン接種も本当に私は早く完了させて基礎をつくりたいんですが、恐らく時間がかかるだろうなど。昨日も、河野大臣から65歳以上、高齢者に対する接種はこれまでの3月後半から4月1日以降というふうになりましたが、ですから、とにかくコロナ対策については相当程度の力を入れなくちゃいかんということで、それも含めての商工振興課かと思っております。

だから、将来に向けてと、現在の例えば台風19号の後始末もまだありますし、それからコロナ対策については相当程度、そのルーチンとは違った大きな仕事がいっぱいあります。そのために、産業振興課についてはこういった形で分けて、これからどんなことをしていくかについて改めてしっかりと詰めていこうということでもあります。取りあえず、そのようなことをご理解いただければと思います。

1つ、名前が最後までいろいろともめたものですから、「商工振興課」じゃなくて「商工推進課」ですね。失礼しました。これはちょっと訂正いたします。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 職員が忙しいだけということではなくて、やっぱりこれから農業問題に対しても新しい基本計画にも入っておりますので、農業発展、また政策に対して今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号 矢吹町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより議案第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

日程第9、議案第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,535万7,000円を追加し、総額を109億4,116万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が1,340万3,000円、そして繰入金195万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、衛生費を新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種委託料等により1,340万7,000円の増額、そして消防費を防災行政無線の移設工事により195万円増額するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

議案第2号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて第425回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前10時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 4 月 20 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 芳賀 慎也

署 名 議 員 関根 貴将